

開 発 行 為 許 可 申 請 書

| | | |
|---|--|----------|
| 都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請 します。 令和 年 月 日 佐世保市長 様 許可申請者住 所 氏 名 | | ※ 手数料欄 |
| 開 発 行 為 の 概 要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | |
| | 2 開 発 区 域 の 面 積 | 平方メートル |
| | 3 予 定 建 築 物 等 の 用 途 | |
| | 4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名 | |
| | 5 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| | 6 工 事 完 了 予 定 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| | 7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別 | |
| | 8 法第 34 条の該当号及び該当する理由 | |
| | 9 そ の 他 必 要 な 事 項 | |
| ※ 受 付 番 号 | 年 月 日 第 号 | |
| ※ 許 可 に 付 し た 条 件 | | |
| ※ 許 可 番 号 | 年 月 日 第 号 | |

備考

- 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※印のある欄は記載しないこと。
- 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

※受付印